第三条第一項第三号ロの表第二号中「又は交通が著しく不便である地域間を連絡する航路」を「等」に、「事業又はこれに準ずる航路事業」を「等」に改め、同表第三号一の表を次のように改める。

区分	額
当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財	
重要文化財のうち建造物であるもの	五二〇、〇〇〇円
重要文化財のうち建造物以外のもの	二〇、〇〇〇円
登録有形文化財のうち建造物であるもの	五〇、〇〇〇円
重要伝統的建造物群保存地区	九、〇四〇、〇〇〇円
重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三二〇、〇〇〇円
重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	五八〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	一、一〇〇、〇〇〇円
重要文化的景観	一、一〇〇、〇〇〇円
当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該市町村の条例により指定された文化財	
建造物	一三〇、〇〇〇円
伝統的建造物群保存地区	六六〇、〇〇〇円
美術工芸品	一〇、〇〇〇円
登録文化財のうち建造物であるもの	四〇、〇〇〇円
登録文化財のうち美術工芸品であるもの	一〇、〇〇〇円
登録記念物	三〇、〇〇〇円
登録有形民俗文化財	四〇、〇〇〇円
無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財、記念物及び文化的景観	七〇、〇〇〇円

第三条第一項第三号ロの表第五号中「〇・〇五四」を「〇・〇六四」に改め、同表第七号中「第三条第一項第一号イの表第五号及び同項第三号イの表第五十六号」を「第三条第一項第三号イの表第五十五号、同表第七十五号、同表第七十六号及び附則第七項第二号」に改め、同表第八号中「123,000円」を「104,000円」に、「69,000円」を「59,000円」に、「22,000円」を「19,000円」に改め、同表第九号を次のように改める。

九　森林病害虫等防除事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「25.4円」とあるのは、「761.5円」と読み替えるものとする。

第三条第一項第三号ロの表第十号中「前項」を「前号」に改め、同表第十五号中「前条第一項第一号の表第四十六号」を「前条第一項第一号の表第四十五号」に改め、同表第十六号中「前条第一項第一号の表第四十九号」を「前条第一項第一号の表第四十八号」に改め、同表第十九号中「前条第一項第一号の表第四十七号」を「前条第一項第一号の表第四十六号」に改め、第三条第一項第四号ロ中「四、八〇五円」を「五、〇二〇円」に改め、同号ニ中「市町村の合併の特例に関する法律第十一条の適用を受ける市町村及び市町村の合併の特例等に関する法律第十七条の適用を受ける市町村」を「合併特例法第十七条又は旧法第十一条の適用を受ける市町村」に改め、「町村並びに」の下に「当該市町村（人口五万人未満の市及び町村に限る。）が該当する別表の区分に属する他の市町村と比較して人口密度が著しく低いこと又は」を加える。

第四条第一項第一号の表に次の二号を加える。

四十二　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生したコイヘルペスウイルス病について、第二条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四十三　赤潮対策に要する経費があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した赤潮について、第二条第一項第一号の表第六十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第四条第一項第二号中ナを削り、ラをナとし、ムからノまでをラからヰまでとする。

第五条第一項第三号イの表に次の二号を加える。

三十六　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生したコイヘルペスウイルス病について、第三条第一項第三号イの表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
三十七　赤潮対策に要する経費があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した赤潮について、第三条第一項第三号イの表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第五条第一項第三号中㉕を削り、㉖を㉕とし、㉗から㉛までを㉖から㉚までとする。

附則第三項中「第四十号若しくは第五十一号」を「第三十九号若しくは第五十号」に、「第五十五号若しくは第六十二号」を「第五十四号若しくは第六十一号」に、「附則第九項第二号及び第五号」を「附則第十二項第二号及び第三号」に改める。

附則第四項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第一号中「以下同じ。」を削り、「が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額」を「のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・四を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・五を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・六を、〇・五未満の道府県にあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額」に改め、同項第二号中「当該年度において」を削り、「に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額」を「の運営に要する経費について、当該年度の市町村の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額」に改め、同項第四号中「調査した額」の下に「に〇・五を乗じて得た額」を加え、同項第六号中「52,000円」を「40,000円」に、「37,000円」を「38,000円」に改め、同項第八号中「が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額」を「のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・一、〇・七以上〇・八未満の道府県にあつては〇・二、〇・五以上〇・七未満の道府県にあつては〇・三、〇・三以上〇・五未満の道府県にあつては〇・四、〇・三未満の道府県にあつては〇・五をそれぞれ乗じて得た額」に改め、同項第十号中「ニュータウン鉄道事業等」の下に「（総延長に占める地下部分の割合が〇・五を超えるものに限る。）」を加え、「以下同じ。」を削り、「額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額」を「当該年度における元利償還金の額に〇・一五を乗じて得た額」に改め、同項第十一号中「一、四八三円」を「一、四五〇円」に改め、同項第十二号中「調査した額」の下に「に〇・五を乗じて得た額」を加え、同項第十五号を削り、同項第十六号中「のために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金に〇・五を乗じて得た額の範囲内において一般会計から工業用水道事業会計に繰り入れた額」を「に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・一、〇・七以上〇・八未満の道府県にあつては〇・二、〇・五以上〇・七未満の道府県にあつては〇・三、〇・三以上〇・五未満の道府県にあつては〇・四、〇・三未満の道府県にあつては〇・五をそれぞれ乗じて得た額」に改め、同項第十号中「ニュータウン鉄道事業等」の下に「（総延長に占める地下部分の割合が〇・五を超えるものに限る。）」を加え、「以下同じ。」を削り、「額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額」を「当該年度における元利償還金の額に〇・一五を乗じて得た額」に改め、同項第十一号中「一、四八三円」を「一、四五〇円」に改め、同項第十二号中「調査した額」の下に「に〇・五を乗じて得た額」を加え、同項第十五号を削り、同項第十六号中「のために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金に〇・五を乗じて得た額の範囲内において一般会計から工業用水道事業会計に繰り入れた額」を「に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交